

令和3年4月26日

(一) 京都府バスケットボール協会 U12 部会

所属チーム代表者・指導者・保護者 様

(一) 京都府バスケットボール協会 U12 部会

部会長 戎 健 司

緊急事態宣言（3回目）に係るチーム活動について

コロナ禍の困難な状況の中、当部会の活動につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり4月25日から5月11日までの予定で、3回目の「非常事態宣言」が京都府を含む4都府県に発令されました。

U12部会では、今回の「非常事態宣言」の発令に伴い下記のとおり要請いたしますので、本通知の主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

所属チームの選手及び関係者の皆様には、引き続きご不便とご迷惑をおかけすることになりますが、U12部会では、京都協会と連携を取りながら、選手及び関係者の皆様の安全・安心を最優先に取り組みを進めたいと存じますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 府県境を越えた練習試合・合同練習・合宿などの活動について

○原則、禁止します。

2. チーム活動について

○一律の自粛要請は行いませんが、所管の教育委員会やスポーツ少年団などの指示や要請に従ってチーム活動をご判断いただくよう要請します。

なお、チーム活動を実施される場合は次の事項の遵守をお願いします。

- ① 保護者・プレーヤーの判断を優先し、チーム活動への参加を強要しないこと。
※保護者・選手が強制と感じることがないよう、指導者の責任で選手・保護者などに対して、十分な説明を行ってください。
- ② 継続した健康チェック(体温・体調)の実施と体調不良時の参加自粛の徹底。
- ③ プレーヤーの所属する学校の対応を優先すること。(休校時などの活動自粛)
- ④ 運動時以外のマスク着用、換気、手洗い、手指消毒など感染予防対策の徹底

※その他 JBA のガイドラインを参考に、各種対策の実施をお願いします。